

優良住宅建築に関する協定書について



◎ポイント:1

□この協定書は、志津川土地区画整理組合が販売する保留地を購入し、かつ、**※**地元建築業者により優良住宅を建築し居住を開始した方に対して、組合が**30万円を助成**する内容となっています。

◎ポイント:2

□地元建築業者は、優良住宅を建築するに当たり、第三者機関(登録住宅性能評価機関)の評価を受け、**一定基準以上の住宅性能を確保**することとなっています。

※地元建築業者は、志津川土地区画整理組合と協定を結んでいる業者に限ります。

施主

業者

組合

保留地契約

代金支払

保留地契約

保留地引渡し

設計

評価

住宅建築請負契約

登録住宅性能評価機関

交付

設計住宅性能
評価書

事前審査

審査

可否決定

建築工事

評価(検査)

(施工・完成段階の検査)

建設住宅性能
評価書

(家引渡)

交付

居住開始

交付申請

交付申請

決定通知

補助金請求

審査

補助金請求

補助金交付(30万円)

